

平成 24 年度当初予算の考え方

(歳出の主な項目)

1. 保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費）

- ① 11 月診療までの保険給付費から 23 年度最終予算額(決算見込額)を設定
- ② 年度平均の一般被保険者数は増減±0%(横ばい)、退職被保険者数は+5%と想定
- ③ 保険給付費の伸びを+3%と想定して算出

(24 年度は診療報酬の改定年度であるが、全体改定率が+0.004%(本体部分+1.379%、薬価改定等△1.375%)のため、考慮していない)

2. 後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の被保険者数又は対象者数からの乗率により見込んだ 24 年度の人数に想定単価を乗じて概算額を算出。これに前々年度の精算額、調整額を加除したもの。)

(歳入の主な項目)

1. 国民健康保険税

- ① 平成 23 年度の保険税率を使用
- ② 年度平均の一般被保険者数は△2%、退職被保険者数は+5.6%と想定
- ③ 収納率について、現年度分は一般、退職とも上昇すると想定しているが、所得が伸び悩んでいるため、前年度当初予算より減を想定して算出

2. 国庫支出金、県支出金

(国)療養給付費等負担金、普通財政調整交付金、(県)普通財政調整交付金については、一般被保険者に係る保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）、介護納付金分、後期高齢者支援金等の対象経費から控除対象分を差し引きし、(国)療養給付費等負担金は 32%、(国)普通財政調整交付金は 7%、(県)普通財政調整交付金は 8%を乗じて算出

(平成 24 年度は、地方の自由度を拡大させる観点から、国保の公費負担割合は引き続き保険給付費等の 50%とした上で、(国)療養給付費等負担金の定率国庫負担率を現行の 34%から 32%へ引き下げ、その 2%分を(県)普通財政調整交付金に上乗せする制度改正により、前年度比較で国庫支出金が約 3,000 万円の減、県支出金が 3,600 万円の増となっている。)

3. 前期高齢者交付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出
(前々年度の前期高齢者に係る医療費実績から見込んだ24年度の医療費概算額に
前々年度の精算額、調整額を加除したもの)

4. 財源調整

歳入と歳出の差 47,958 千円を基金繰入金で調整

※国保財政調整基金の状況

平成 22 年度末基金保有額	76,517,239 円
平成 24 年 3 月補正後積立額	27,796,000 円
平成 23 年度末基金保有額 (見込み)	104,313,239 円

(国民健康保険税率の改定)

予算を積算した結果、歳入と歳出の差が 47,958 千円であり、本来、この差額については国民健康保険税率の改正により賄う必要がある。しかし、保有する財政調整基金の取り崩しで賄える範囲内であったこと、また、平成 24 年度は介護保険料及び後期高齢者医療保険料の改定年度でもあり、町民の皆様にご負担を強いることを考慮し、平成 24 年度は税率を据え置き、改正を見送ることとした。

(歳入歳出予算総額)

上記により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 5,456 万 5 千円とした。